

福祉と保育のしごと 就職フェア

福祉、保育・教育分野の資格を保有する人、将来福祉、保育・教育分野の仕事を目指す学生を対象に就職フェアを開催します。予約不要、履歴書不要、服装自由です。どなたもお気軽に参加ください。



■とき 8月25日(日) 午前9時30分～正午
■ところ パトリア日田 ギャラリー、スタジオー
※詳細は市ホームページ、又は右記二次元コードからご確認ください。

日田市社会福祉協議会
〒247-0226
子ども未来子育て支援係
☎08317 (市役所1階)
長寿福祉課介護保険係
☎08264 (市役所1階)

自死遺族のつどい

■とき 9月5日(木) 午後2時～4時
■ところ 大分県こころとからだの相談支援センター(大分市)
参加費 無料
■申込期限 8月29日(木)

※申込等詳細は大分県こころとからだの相談支援センターにお問い合わせください。
大分県こころとからだの相談支援センター ☎097・541・6290
健康保険課健康支援係
☎243000 (ウエルピア内)

大分県身体障がい者 巡回相談会

■とき 9月19日(木) 正午～
■ところ くすまちメルサンホール
■相談内容
・肢体不自由者に対する補装具費の支給要否判定及び適合判定
・その他身体障がい者に係る各種制度等の総合的な相談
■申込方法
電話、窓口での申込み(先着順)
■申込期限 8月30日(金)
■参加費 無料

日田市社会福祉課障害福祉係
☎08290 (市役所1階)

ジェネリック医薬品を活用してみませんか

ジェネリック医薬品は新薬と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品で、新薬に比べて低価格で手に入る事ができます。自己負担の軽減にもつながるため、診察の時に医師や薬剤師に相談してみませんか。
※詳細は左記にお問い合わせください。
健康保険課国保・年金係
☎08271 (市役所1階)

旧優生保護法相談窓口設置

昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に優生手術などを受けた人には「旧優生保護法一時金支給法」に基づき、国から一時金が支給されます。大分県では、不妊手術を

受けた人等の問い合わせに対応する相談窓口を設置しています。

旧優生保護法相談窓口
大分県旧優生保護相談窓口(大分県健康づくり支援課)
☎097・506・2760
午前8時30分～午後5時15分
※土・日曜日、祝日、年末年始を除く。
健康保険課健康支援係
☎243000 (ウエルピア内)

イベント・募集

第25回 ひた三隈川鮎まつり

■とき 8月18日(日)
■ところ 竹田公園内
■内容 チビ子鮎つかみ取り大会
・1回目 午前11時～
・2回目 午後1時～
※幼児・小学校低学年対象。
※小学校高学年対象。
三隈川観光開発㈱
☎0420
観光課観光企画係
☎08210 (市役所3階)

通訳ボランティア

フエンシング競技国際合同キャンプの通訳を募集します。
■とき 9月9日(月)～19日(木) (予定)
午前9時～午後7時(休憩有り)
■ところ 日田市総合体育館など
■必要な外国語

タウン情報

ひたいげべ夏祭り
焼き鳥、かき氷などの出店やバンド演奏、抽選会等を行います。
■とき・ところ 8月12日(祝) 午後4時～9時30分
池辺町公民館
※雨天決行。
池辺町お祭り実行委員会(高瀬)
☎090・6296・7513
第40回中津江ミュージックフェスティバル2Days
40回目を祝う音楽漬けの2日間。
■とき・出演者 8月17日(出)

英語・ロシア語(日常会話程度)
■申込期限 8月9日(金)
※詳細は左記にお問い合わせください。
スポーツ振興課スポーツ振興係
☎08442 (市役所別館2階)

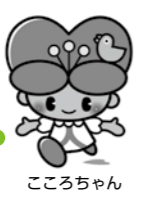
高等学校等予約奨学生

令和2年4月に高等学校等に進学を希望している人を対象に予約奨学生を募集しています。
■募集期間 9月中旬まで
■貸与期間 令和2年4月から在学する学校の正規の標準修業年限の終わる月まで
■貸与月額
・国、公立 9000円～23000円
・私立 15000円～35000円
※申込等詳細は大分県奨学会にお問い合わせください。
(公財)大分県奨学会
☎097・506・5620
教育総務課総務企画係
☎08234 (市役所別館3階)

試験・講座

簿記講座開催
仕事に生かせる知識や資格取得に向けて勉強したいという人のために「日商簿記3級受験対策講座」を開催します。
■とき 9月10日(火)～11月14日(木)

午後1時～6時
ハル、梶原バンド、べすぽ 他
8月18日(日)
午前10時～午後4時
中川五郎、ムーニー&ピストルパツキンママ、瀬戸バンド 他
■ところ 中津江村枳原グラウンド特設会場
※詳細は左記にお問い合わせください。
うたう村実行委員会 ☎08081
大分県日田はぎの園納涼盆踊り大会
かき氷の配布や抽選会をします。
■とき・ところ 8月22日(木) 午後7時～9時
大分県日田はぎの園
※雨天決行。
盆踊り実行委員会 ☎243508



人権コラム 心、豊かに 好き嫌いではない～食物アレルギー～

「好き嫌いをしてはいけない」と子供の頃に言われたことがある人が多いのではないのでしょうか。確かに、偏った食事は成長や健康に影響を与えます。しかし、単純な好き嫌い「食べられない」のではなく食物アレルギーのため「食べられない」という場合もあるのです。現在日本では、約2人に1人は何らかのアレルギー疾患を持っているとされており、その中で食物アレルギーは体質やアレルギー源の種類によって最悪の場合死に至ることもあります。
平成13年から食品の表示に食品に含まれるアレルギー物質を明記することが義務付けられ、自分で食品を選ぶ際にはアレルギー源を避けられるようになりました。しかし、親戚やご近所の集まり、職場の同僚と食事をする際は、アレルギー源を避けようとしても周囲の理解がないと「好き嫌いをしている」という偏見の目で見られたり、食べることを強いられたりしてしまう場合があるのです。

アレルギー疾患対策を総合的に推進することを目的に、平成26年に施行された「アレルギー疾患対策基本法」の中でも国民の責務として「国民は、アレルギー疾患に関する正しい知識を持ち、アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に必要な注意を払うよう努めるとともに、アレルギー疾患を有する者について正しい理解を深めるよう努めなければならない」と記載されています。このため、本人が食物アレルギーを持っていると言っているにも関わらず、「好き嫌い」や「わがまま」といった偏見を持って接してはいけません。食物アレルギーを持つ人が、アレルギー源である食品を避けることは当然のことです。しかし、普段の生活で誰が食物アレルギーを持っているか見分けることは困難です。日頃から一緒に食事をする人がアレルギーを持っていないか「何か食べられないものある?」と一言聞いてみるのが、楽しい食事をするために必要な気遣いなのではないでしょうか。

人権啓発センター
☎08017 (市役所別館1階)